

8 建築に伴う雑用水道等設置の推進事務

本市における水道資源の極めて深刻な状況に鑑みて、水の安定的な供給を図るため、市民及び事業者協力の下に、全市をあげて総合的な水資源開発、水の有効利用を推進するため、平成15年12月1日「福岡市節水推進条例」（従前：昭和54年2月1日「福岡市節水型水利用等に関する措置要綱」）を施行し、対象となる建築物について必要な指示・指導を行っている。

また、昭和55年4月1日「福岡市雑用水道奨励補助金交付要綱」（平成16年4月1日改定）を定め、循環利用による雑用水道の設置者に対し、当該設置に必要な費用の一部を補助している。

(1) 節水計画書提出状況

単位：件

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
広 域 等	20	13	8	8	13
雑用水道（広域等除く）	6	8	7	5	4
計	26	21	15	13	17
非対象建築物	4	18	8	6	8
合 計	30	39	23	19	25

(2) 雑用水道等の竣工状況

単位：件

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
広 域 等	16	13	13	8	9
雑用水道（広域等除く）	5	7	3	6	7
合 計	21	20	16	14	16

(3) 補助金交付状況

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
補 助 施 設 数	1	0	0	0	0
補 助 金 額 （円）	1,839,600	0	0	0	0